

利根町告示第 3 2 号

令和元年第 4 回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年 1 1 月 2 2 日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招 集 の 日 令和元年 1 2 月 3 日

2. 招集の場所 利根町議会議場

令和元年第4回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	12. 3	火	本 会 議	開会 提出議案説明 議案第67号～議案第80号 諮問第1号 利根町選挙管理委員会委員及び補充 員選挙	午前10時
2	12. 4	水	休 会	議案調査	
3	12. 5	木	本 会 議	一般質問（2人）	午前10時
				一般質問（2人）	午後1時30分
4	12. 6	金	本 会 議	一般質問（2人）	午前10時
				一般質問（2人）	午後1時30分
5	12. 7	土	休 会	議案調査	
6	12. 8	日	休 会	議案調査	
7	12. 9	月	本 会 議	一般質問（2人）	午前10時
8	12. 10	火	休 会	議案調査	
9	12. 11	水	本 会 議	質疑・討論・採決 議案第67号～議案第80号 諮問第1号 閉会	午前10時

令和元年第4回  
利根町議会定例会会議録 第1号

令和元年12月3日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	新井邦弘君
6番	石山肖子君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	飯塚良一君
企 画 課	長	川上叔春君
財 政 課	長	大越達也君
税 務 課	長	赤尾津政男君
住 民 課	長	桜井保夫君
福 祉 課	長	大塚達治君
子 育 て 支 援 課	長	花嶋みゆき君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		狩谷美弥子君
環 境 対 策 課	長	大津善男君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		直江弘樹君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		近藤一夫君
建 設 課	長	中村敏明君
都 市 整 備 課	長	飯田喜紀君
会 計 課	長	佐藤宏君
学 校 教 育 課	長	青木正道君
生 涯 学 習 課	長	久保田政美君

指 導 室 長 直 井 由 貴 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大 越 克 典
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 会議録署名議員

7 番	花 嶋 美清雄 君
8 番	井 原 正 光 君

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 1 号

令和元年12月3日（火曜日）

午前10時開会

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第2  | 会期の件   |
| 日程第3  | 議案第67号 利根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例                                    |
| 日程第4  | 議案第68号 利根町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例                            |
| 日程第5  | 議案第69号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例              |
| 日程第6  | 議案第70号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第7  | 議案第71号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について                                |
| 日程第8  | 議案第72号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第5号）   |
| 日程第9  | 議案第73号 令和元年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                                   |
| 日程第10 | 議案第74号 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）                                  |
| 日程第11 | 議案第75号 令和元年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）                                    |
| 日程第12 | 議案第76号 令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）                                     |
| 日程第13 | 議案第77号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）                                  |

- 日程第14 議案第78号 利根町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第79号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第80号 字の区域の変更について
- 日程第17 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第18 利根町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第19 休会の件

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第67号
- 日程第4 議案第68号
- 日程第5 議案第69号
- 日程第6 議案第70号
- 日程第7 議案第71号
- 日程第8 議案第72号
- 日程第9 議案第73号
- 日程第10 議案第74号
- 日程第11 議案第75号
- 日程第12 議案第76号
- 日程第13 議案第77号
- 日程第14 議案第78号
- 日程第15 議案第79号
- 日程第16 議案第80号
- 日程第17 諮問第1号
- 日程第18 利根町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第19 休会の件

---

午前10時00分開会

○議長（船川京子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、令和元年第4回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

○議長（船川京子君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

監査委員より、令和元年8月分から令和元年10月分の現金出納検査の結果報告がありました。また、閉会中において会議規則第127条の規定により議員派遣をしたので、報告するとともに、それぞれの写しをお手元に配付しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

---

○議長（船川京子君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、

7番 花 嶋 美清雄 議員

8番 井 原 正 光 議員

を指名いたします。

---

○議長（船川京子君） 日程第2，会期の件を議題とします。

○2番（山崎誠一郎君） 議長，会期日程について修正動議を提出いたします。

○議長（船川京子君） ただいま山崎誠一郎議員から修正動議が提出されました。

この動議は既に所定の賛成者がありますので成立しました。

修正案を預かっておりますので，文書を配付いたします。

事務局，配付をお願いします。

〔修正案を配付〕

○議長（船川京子君） それでは，修正案について提出者の説明を求めます。

山崎誠一郎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 2番山崎誠一郎でございます。会議日程の修正についてご説明いたします。

私は本年4月の初当選以来，議会運営委員会に所属しております。本年6月の第2回定例会議，開催した議会運営委員会に初めて出席した際に，一般質問の開議時刻が午後1時からとなっております。その日の午前中は，会議や委員会などの予定もないことから，なぜ午前中から始めないのかと，疑問に感じた次第でございます。

現在，世間，世の中では働き方改革が叫ばれており，本会議においても時間を有効活用することが重要と考えております。しかも，利根町では，本年3月以前の過去2年間においては，全ての開始時間が10時と統一され，広く町民の皆様にも，利根町議会の一般質問は，午前10時に開会すると定着してきたと思っております。

また，近隣自治体の状況を私なりに調べたところ，守谷市，取手市，龍ヶ崎市，河内町，阿見町，美浦村，千葉県の我孫子市の7市町村全てが午前10時からの開会で行われておりました。

また昨日，私と大越議員，印西市の議会を傍聴しに行っていました。その大雨の中

で、きのうの傍聴には大勢の傍聴者がいらしておりました。それで、開始時間もまた10時という時間から始めて、活発な意見が交わされていたことをご報告いたします。

こういったことを踏まえまして、6月は当時の井原委員長、9月以降は花嶋委員長に、なぜ午後1時からにするのか、午前中からなぜ開かないのか、開けないのかを質問いたしました。私も午後1時から開始する何かしらの理由があれば、納得して全体感に立ち返り、午後から始めることも支持してもよいと思っておりました。しかしながら、残念なことに、両委員長からは明確な理由や回答は得られない上に、6月、9月、そして先日の第3回の定例議会前の議会運営委員会で否決され、私の提案はかないませんでした。これでは町民の皆様に、午後からにする明確な説明ができません。

働き方改革や時間の有効活用及び近隣の状況、そして何より議会を傍聴しに来てくださる方の都合などを多角的に見ても、午後1時から4日間にわたる一般質問を改め、午前10時から午前・午後2人ずつ1日4名とし、一般質問は3日間で終了し、最終日を1日繰り上げ、11日水曜日に修正する修正案を提出いたします。これも、めり張りの利いた時間の有効活用、そしてスピーディーな議会運営等を織り込んだ議会改革の一つであるとの思いで提出いたします。

以上であります。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

山崎誠一郎議員から提出された修正案に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、本定例会の会期日程はお手元に配付した修正案のとおり11日までと決定されました。

---

○議長（船川京子君） 審議に入るに当たり、町長に行政報告及び本定例会に提出された議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さん、おはようございます。

令和元年第4回利根町議会を招集しましたところ、議員の皆様方には、お忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

初めに、このたびの台風15号・19号・21号により、お亡くなりになられた方々のご冥福を謹んでお祈り申し上げますとともに、被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

それでは、提出議案の総括説明に先立ちまして、町政等の一端を申し上げます。

まず初めに、国内の昨今の経済雇用情勢を見ますと、内閣府は景気は緩やかに回復して

いると、これまでと同様の判断を堅持しています。

また、先行きについては、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されるとのことでありますが、消費税率引き上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要があるとの見方がされております。

こうした中、当町におきましては、現在、新年度に向け予算の編成作業を進めているところですが、町公式ホームページにおいて、公表いたしました予算編成方針をもとに、厳しい財政状況を職員一人一人が認識するとともに、知識や経験を最大限発揮し各課長のリーダーシップのもと、これまで以上に全事業について徹底した経常経費の削減を重点に置いた予算編成に当たっていきたいと考えております。

それでは、次に、これまでの主な事業の進捗状況等についてご報告申し上げます。

初めに、高齢者福祉関係ですが、高齢者等雇用安定事業です。

高齢者の豊かな知識や経験、技能を生かした就業機会の提供と働くことを通じた社会参加による地域社会づくり、また生きがいに貢献している一般社団法人利根町シルバー人材センターを側面から支援するもので、今後も引き続きシルバー人材センターへ補助金を交付することで組織体制の確立など、さらなる運営基盤の充実強化とともに、高齢者のニーズに応じた就労機会が安定的に確保提供できるよう、その取り組みを支援しております。

次に、商工観光関係でございますが、ことしも昨年と同様に、若手職員の柔軟な発想に任せて、皆様に楽しんでいただけるような冬まつりを12月21日土曜日に開催いたします。昨年、大好評でした、こたつで無料ミカンを振る舞う「こたつ亭みかん」や生演奏ライブ「利根ジャム」などを行います。

本イベントを通じて、住んでいる方々や働いている職員が楽しいと思えるまちにしていきたいと思っております。そして、まちを元気づけるきっかけの一つとなればと考えております。

続きまして、道路の整備関係では、道路維持工事事業として、老朽化により傷んだ道路や排水の悪い道路の維持補修など、誰もが安心して利用できる道路環境を図るために道路修繕工事と道路排水整備工事を実施しております。

このほか、町道1234号線ほか、立木寺内地区の狭隘道路の拡幅事業につきましては、緊急車両道路拡幅整備事業に必要な予算を計上しまして、事業を継続しており、今年度は道路拡幅工事の用地取得に向け、補償算定業務委託を発注しまして、早期完成に向け事業を進めているところであります。

続いて、防災関係でございますが、地震の発生に伴う被害を想定した町と自主防災組織の連携した防災訓練を11月10日日曜日に8地区の自主防災組織、消防団、消防署の協力をいただき実施いたしました。

最後に、総務行政一般について申し上げます。



住民自治基本条例の進捗でございますが、現在は協働のまちづくりを進める上で、重要な項目となります、参加及び協働の項目について議論をしているところでございます。

議論は通常の会議形式に加え、必要に応じてワークショップ形式を用いるなど委員一人一人から率直なご意見を出していただきながら進めております。

今後も住民の方々のご意見が十分に反映されるような議論を進めていただきたいと思いますと考えております。

以上、これまでの主な事業の進捗状況について申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、新規条例制定が1件、条例改正が3件、専決処分が1件、補正予算が6件、その他、人事案件など合計で15件の案件のご審議をお願いするものでございます。

議案第67号は、利根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例で、地方公務員法の改正により会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定め、それに伴い、関係条例の規定を改めたいので提出するものでございます。

議案第68号は、利根町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で、利根町公民館の施設利用について、社会教育法に規定される施設から地方自治法に規定される施設に改めたいので提案するものでございます。

議案第69号は、利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、幼児教育・保育の無償化の実施による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、利用者負担額を支払う保護者の範囲の限定、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更、特定地域型保育事業における保育所等の連携施設の確保義務の緩和や免除、連携施設の確保の経過措置の延長等の規定を改めたいので提案するものであります。

議案第70号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例で、関係法令の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等の権利に係る措置の適正化を図る必要があることから、成年被後見人等の資格・職種等から、一律に排除する規定を改めたいので提案するものでございます。

議案第71号は、令和元年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分で、歳入歳出それぞれ206万7,000円を追加し、総額を56億9,983万2,000円とするものであります。

議案第72号は、令和元年度利根町一般会計補正予算（第5号）で、歳入歳出それぞれ4,584万7,000円を追加し、総額を57億4,567万9,000円とし、継続費及び債務負担行為を追加し、地方債の変更をするものであります。

議案第73号は、令和元年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）で、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ150万7,000円を追加し、総額を23億9,286万1,000円とし、また、

直営診療施設勘定に債務負担行為を追加するものであります。

議案第74号は、令和元年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、地方債を変更するものであります。

議案第75号は、令和元年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）で、債務負担行為を追加するものであります。

議案第76号は、令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ452万1,000円を追加し、総額を15億3,155万1,000円とし、債務負担行為を追加するものであります。

議案第77号は、令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ1,867万4,000円を追加し、総額を4億7,017万4,000円とするものであります。

議案第78号は、利根町教育委員会の委員の任命についてで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得るための条件、提案するものであります。

議案第79号は、利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてで、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得るため提案するものであります。

議案第80号は、字の区域の変更についてで、土地改良事業が施行されたことに伴い、字の区域に変更が生じたため提案するものでございます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてで、利根町大字羽根野900番地31、古田吉光氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求めるものであります。

以上、提出議案について説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書等により、ご審議の上、適切なる議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（船川京子君） 行政報告及び議案の総括説明が終わりました。

---

○議長（船川京子君） 日程第3、議案第67号 利根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例から、日程第6、議案第70号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例までの4件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第67号について、飯塚総務課長。

〔総務課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長（飯塚良一君） それでは、議案第67号 利根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方公務員法の改正により会計年度任用職員の給与及び費用

弁償に関し必要な事項を定め、それに伴い、関係条例の規定を改めたいので提案するもの  
でございます。

まず、条例改正に至った法改正の背景についてご説明いたします。

地方自治体が雇用する臨時職員や非常勤職員は増加傾向にあると同時に地方行政の重要な  
担い手となっている現状がございます。このような中、臨時職員や非常勤職員の適正な  
任用、勤務条件を確保することが求められており、今般の地方公務員法等の改正が行われ  
たものでございます。このため、全国の自治体で同様の条例が制定されることとなります。

改正された地方公務員法の概要ですが、特別職非常勤、一般職非常勤、臨時的任用職員  
の枠組みの明確化・厳格化を図るため、特別職の範囲が専門的な知識・経験等に基づき、  
調査・助言を行うものに限定されました。

また、一般職非常勤と臨時的任用職員は、新たに創設された会計年度任用職員となりま  
す。雇用期間は会計年度を超えない範囲となりますが、更新は可能となります。

さらに、特別職に含まれないこととなった職については、会計年度任用職員や有償ボラ  
ンティア等に分かれることとなります。

このほか、地方自治法の改正により、会計年度任用職員については、一定の勤務条件を  
満たした場合、期末手当の支給が可能となっております。

それでは、今回提案いたしました条例につきましてご説明させていただきます。

議案の1ページをお願いいたします。

第1章、総則からになります。

第1条の趣旨でございますが、この条例は地方公務員法第24条第5項並びに地方自治法  
第203条の2、第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2、第1項に規定す  
る会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものです。

第2条は定義でございますが、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の定義を  
定めております。それぞれ法で示しておりますが、フルタイムは1週間当たりの勤務時間  
が常勤職員と同じもの、またパートタイムはそれ未満のものとなります。

第3条は会計年度任用職員の給与についてで、第1項は給与の定義を、第2項は給与の  
支払い方法を規定しております。

第3項は公務において生じた実費の弁償は給与には含まれないことを規定しております。

第4条は給料表についてで、第1項は2ページにかけてになりますが、給料等の額は、  
給料表を用いることとし、第2項では用いる給料表は給与条例で定める給料表を、また技  
能労務職の会計年度任用職員にあっては規則で定めることとしております。その規則でご  
ざいですが、参考資料2をお願いしたいと思います。

参考資料2の利根町会計年度任用職員の給与に関する規則（案）の1ページ中ほどにあ  
ります第3条の規定により、利根町就業規則に規定する給料表を適用することとなります。

戻っていただきまして、第3項でございます。

給料の額は、雇用年度の4月1日時点で施行されている給与条例の給料表を適用としたものでございます。

次に、第2章はフルタイム会計年度任用職員の給与についての規定で、第5条から第19条までとなります。

第5条第1項は、給料は月額とし別表に掲げる職種に応じ決定するとしたものでございます。その別表でございますが、議案のほうの13ページの表になります。一番最後のページですね。こちらになります。

2ページに戻っていただきまして、第2項では、第1項によりがたい場合、35万円を限度に決定するものとしたものでございます。

第3項は給料の額を決定する場合は、常勤職員とのつり合いを考慮することとしております。

第6条第1項及び第2項は、職務の級の決定は、その職種と責任の度合いにおいて任命権者が決定することとしております。

第7条は新たに給料表の適用を受けることになった者の号級は、規則で定める基準に従い、任命権者が定めることとなります。その規則で定める基準でございますが、先ほどの参考資料の2の1ページ、第4条、こちらで定めております。

戻っていただきまして、第8条から第14条、これはそれぞれ給与の支給について常勤職員と同様の扱いをするもので、第8条は給料、次の3ページになりますが、第9条は地域手当、第10条は通勤手当、第11条は時間外勤務手当、第12条は休日勤務手当、次の4ページになりますが、第13条は夜間勤務手当、第14条は宿日直手当について規定するものでございます。

第15条は勤務1時間当たりの算定における端数処理を規定しております。

第16条は期末手当に関する規定で、第1項では任期が6か月以上の職員について支給対象としていますが、これに加え、第2項の同一会計年度内における任期を合算すると6か月以上になる場合、及び、次の5ページになりますが、第3項の引き続く前会計年度の任期と合算すると、6か月以上になる場合も支給対象とするものでございます。

第17条は、特殊勤務手当は常勤職員と同様に支給するとするものでございます。

第18条第1項及び第2項は、勤務1時間当たりの給与額の算出方法をそれぞれ定めるものでございます。

第19条は給料の減額についての規定で、定められた勤務時間中に勤務しないときは休日、年末年始、有給休暇を除き、減額するとした規定でございます。

6ページをお願いいたします。

第3章はパートタイム会計年度任用職員の給与についての規定で、第20条から第29条までとなります。

第20条は報酬を定める場合の規定で、第1項は月額、第2項は日額、第3項は時間額の

算出方法，第4項は報酬の加算方法，第5項は職種等によりがたい場合の報酬額は限度額を定め，任命権者が決定するとした規定でございます。

第21条は特殊勤務手当を報酬として支給するとするものでございます。

第22条第1項は時間外勤務手当を報酬として支給するもので，次の7ページになりますが，第2項，第3項及び第4項はそれぞれのケースに応じた計算方法の規定でございます。

8ページをお願いいたします。

第23条は休日勤務を命ぜられた場合，報酬を支給するもので，第2項ではその計算方法を規定していますが，第3項では勤務日を振りかえた場合には報酬を支給しないとした規定でございます。

第24条は夜間勤務を命ぜられた場合，報酬を支給するもので，第2項はその計算方法の規定でございます。

第25条は勤務1時間当たりの算定における端数処理を規定しております。

第26条は期末手当の支給についてで，第1項では任期が6カ月以上のものについて支給しますが，1週間当たりの勤務時間が著しく短いものについては支給対象から除外することを規定しております。著しく短いものについては，参考資料2の4ページをお願いいたします。

こちらの参考資料2の4ページ，第19条第2項で定めております。

戻っていただきまして，9ページをお願いいたします。

第2項の同一会計年度内における任期を合算すると6カ月以上になる場合及び第3項の引き続く前会計年度の任期と合算すると6カ月以上になる場合はそれぞれ支給対象とする規定でございます。

第27条は報酬の支給についてで，第1項では計算期間と支給日を，第2項は日額または時間額による報酬の支給を，第3項は月額による報酬の支給を，また第4項では日割計算を規定しております。なお，第1項の支給日につきましては，参考資料の2の5ページの第20条で21日と定めております。

続きまして，第28条，これは勤務1時間当たりの報酬額についてで，第1項は時間外勤務等の場合，また，次の10ページになりますが，第2項は減額する場合で，それぞれ月額・日額もしくは時間額により報酬を支払っている場合の計算方法の規定でございます。

第29条は報酬の減額についてで，第1項は月額により報酬を定められている職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは，休日，年末年始，有給休暇を除き，減額することとし第2項は日額により報酬を定められている職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは，有給休暇を除き，減額するとした規定でございます。

第14章はパートタイム会計年度任用職員の費用弁償についての規定で，第30条及び第31条までとなります。

第30条第1項は通勤に係る費用弁償の支給を，また第2項では通勤回数が少ない職員の

減額についての規定でございます。

第31条第1項は公務のための旅行に係る費用弁償の支給を、また第2項は費用弁償の額についての規定でございます。

第5章は雑則で、第32条から第35条までとなります。

第32条は給与からの控除は常勤職員と同様にする規定でございます。

11ページをお願いいたします。

第33条は、この条例にかかわらず、職務の特殊性等により町長が特に必要と認める場合は、給与を任命権者が別に定めることはできるとする規定でございます。

第34条は休職者の給与を不支給とする規定でございます。

第35条は規則への委任規定です。お配りしております参考資料2及び3につきましては、それぞれこの委任規定に基づく規則となります。

附則でございますが、第1項として、この条例は令和2年4月1日から施行するものがございます。

第2項は利根町区長設置に係る条例の廃止でございます。この後でご説明いたします、いわゆる非常勤特別職条例の改正において区長等が特別職から除外されるため条例を廃止するものです。なお、条例廃止後の区長制度を存続させるため、改めて規則を制定してまいります。

附則第3項以下は、参考資料1の新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。

附則第3項の利根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございますが、第3条、職員に法第22条の2、第1項第2号に掲げるフルタイム会計年度任用職員を加えるものがございます。

2ページをお願いいたします。

附則第4項の利根町職員の分限に関する条例の一部改正でございますが、第4条に第4項として会計年度任用職員の休職は、採用の日から同一会計年度内とする規定を加えるものがございます。

第5条第2項は本条例の制定に伴う規定の言いかえでございます。

3ページをお願いいたします。

附則第5項の利根町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正でございます。

第4条に法第22条の2、第1項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員を加えるものがございます。

4ページをお願いいたします。

附則第6項の利根町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございますが、第2条第2項第3号において地方公務員法の改正に伴う引用条文の改正及び字句の訂正でございます。

5 ページをお願いいたします。

附則第7項の利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございますが、第18条に法第22条の2、第1項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員を加えるものでございます。

6 ページをお願いいたします。

附則第8項の利根町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、第7条及び第8条において、対象とする職員から会計年度任用職員を除外するため、それぞれに括弧書きの文言を加えるものでございます。

7 ページをお願いいたします。

附則第9項の利根町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、第1条は地方自治法の改正に伴う引用条項のずれの修正と第4条第5項から、次のページの第7項までは特別職非常勤でなくなる職に関する規定を削るものでございます。

8 ページをお願いいたします。

別表第1の改正につきましては、次の9ページから11ページにかけてが現行と改正案になりますが、9ページ、10ページのアンダーライン部分が特別職非常勤ではなくなるため11ページの改正案のとおり、表から削除されるものでございます。

12ページをお願いいたします。

附則第10項の利根町職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、第1条は地方公務員法の改正による条項のずれの修正及びフルタイム会計年度任用職員はこの給与条例の適用除外とする規定を加えるものでございます。

第5条第2項及び第23条は本条例の施行により削除するものでございます。

13ページをお願いいたします。

附則第11項の利根町職員の旅費に関する条例の一部改正でございますが、地方公務員法の改正による条項のずれの修正及びパートタイム会計年度任用職員は、この旅費に関する条例の適用除外とする規定を加えるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第68号について、久保田生涯学習課長。

〔生涯学習課長久保田政美君登壇〕

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、議案第68号 利根町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明を申し上げます。

まず、議案書の7ページをお願いいたします。

今回の提案理由でございますが、利根町公民館の施設利用について、時代のニーズに合わせた幅広い利用を可能にするため、社会教育法に規定されている施設から地方自治法に

規定されている施設に改めたいので提案するものでございます。

まず初めに、条例の改正に当たりまして、その経緯につきまして申し上げさせていただきます。

利根町公民館は、社会教育法に基づき昭和59年に設置された施設でありまして、近年における人口の減少や少子高齢化の進展に伴い、幅広い活動が可能となる施設への変更を含めた公民館のあり方について検討が求められておりました。その検討を重ねたところ、利根町のさらなる地域づくりの推進、住民の教養の向上、福祉の増進等を図りながら、新たな機能を持った地方自治法に規定する公の施設へ変更することが望ましいとの結論になったことから、生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正し公民間の施設を地方自治法に変更するものです。

それでは、参考資料の新旧対照に基づきましてご説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

条例の題名を利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例に改めます。

第1条については、利根町生涯学習センターを利根町生涯学習施設に、またセンターを生涯学習施設に改めるものでございます。

2条につきましては、センターを生涯学習施設に改めます。

次に、9ページをごらんください。

別記1の改正案をごらんください。

こちらにつきましては、同条の表に新名称、こちらのほうの利根町文化センター及び利根町大字下曾根187番地を加えます。

お手数ですが、1ページにお戻りください。

第3条中ではセンターを生涯学習施設に改め、「もつとも」を削ります。

また、第4条中の「センター」を「生涯学習施設」に改めます。

第5条では第1項中の「センターの施設」を「生涯学習施設の建物」に改めます。

続いて、2ページをお願いいたします。

同条3項中では「施設等の」を削ります。

第6条中では「該当する場合は」を「該当するときは」に、「前条の第1項」を「前条第1項」に改め、「同条第1号」を削り「同条第2号中秩序を」を「公の秩序を」に改め、「同号」を「第1号」とし、「同条第3条」を「第2号」とし、「同条第4号中施設等の」を削り「第3号」といたします。

次に、第8条につきましては、次のように改めます。

使用料の減免でございます。

第8条、教育委員会は次のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額を減額し、または免除することができるということでございまして、第1号としまして、町民の割合が5割を超える5人以上の団体が生涯学習その他これに類する活



動に使用するときには5割といたします。

第2号といたしまして、町の事業、または町から事業を委託されて使用するとき、こちらのほうは10割とさせていただきます。

続きまして、第3号、その他教育委員が公益上必要と認めたとき、5割または10割という形になっております。

次に、3ページをお願いいたします。

第11条の第2号中「秩序を」の前に「公」を加えまして、「同条第3号中建物及び附属施設」を「施設等」に改めます。

第12条では「センター」を「生涯学習施設」に改めます。

第13条1項中では「停止されたとき」を「停止されたときは」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項に規定する」ということに改めます。

4ページをお願いいたします。

第15条の見出しの「センター運営協議会」を「生涯学習施設運営協議会」に改め、「利根町生涯学習センター運営協議会」を「利根町生涯学習施設運営協議会」に改め、同条第2項中「10名以内」を「委員10人以内」に改め、同条第3項中「2年とする」を「2年とし再任を妨げない」に改め、同条第4項を削ります。

別表の利根町生涯学習センター使用料の下に、「利根町文化センター使用料」を加えます。

11ページをごらんください。

使用料につきましては、表のとおりとなっております。また、部屋の一部について使用区分を一部改正しておりますので説明をさせていただきます。

まず初めに、準備室でございます。

こちらのほうにつきましては、ホールを使用するときの出演者の控室として使用されております。現在はA・Bの二つの部屋に分かれて使用料が設定されておりましたが、実際の利用につきましては、一つの部屋として使用されておりますことから、実情に合わせ、一つの部屋として料金を設定しております。

また、準備室の面積はA・B合わせて約20平米程度でございます。1階和室・集会室Aと同等の面積となることから、集会室Aと使用料を同額にしております。

次に、会議室A及び研修室につきましては、部屋を仕切って分けて使用することができます。こちらのほうについては、それぞれ料金が設定されておりましたが、これまでの使用状況としまして、卓球、ダンス、コーラス及び会議等により一つの部屋として利用されているのが現状でございますので、実情に合わせまして、二つの部屋を一つの部屋として使用していただくということで区分をしまして使用料を設定しております。使用料につきましては、現在の二つの部屋の合わせた使用料という形になっております。

4ページにお戻りください。

備考でございます。

備考1につきましては、使用時間がその区分の全時間に満たない場合でも、その区分の使用料を徴収する。

備考2としまして、町外者及び町外者の割合が5割を超える団体の使用料は5割増しの額とする。

備考3としまして、次の各号のいずれかに該当する場合は使用料の3倍とするということでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

備考3の1号としまして、営利目的の物品の展示・宣伝及び販売に使用する場合がございます。

続きまして、第2号としまして、営利目的として入場料・会費もしくは受講料等を徴収する場合というふうになっております。

また、第3号としまして、前各号に掲げるほか、教育委員会が営利目的と認めた場合という形で設定されております。

また、備考の4としまして、冷暖房を使用する場合の使用料は、使用料（割増を受けている場合は割増後の使用料、減額を受けている場合は減額の使用料の5割増しの額）といたします。

また、備考5としましては、使用料につきましては消費税及び地方消費税を含むものと改めたいと考えております。

続きまして、附則でございます。

まず初めに、施行の期日ですが、こちらのほうの条例につきましては令和2年4月1日から施行するものでございます。

第2項の経過措置といたしまして、この条例の施行日前に、利根町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の規定によってした決定、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものと見なします。

第3項としまして、利根町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例につきましては廃止するものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

附則第4項の利根町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正及び7ページの第5項、利根町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正につきましては、今回の条例改正に伴う関係条例の一部を改正するための附則となっております。

附則の第4項の利根町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部の修正でございますが、13ページのほうをお願いいたします。

別記1、現行の「公民館運営審議会」を削り、「生涯学習センター運営協議会」を「生涯学習施設運営委員会」に、「公民館長」を「文化センター所長」に改めます。

次に、14ページをお願いいたします

別記2では、現行の「公民館運営審議会委員」を削除し、「生涯学習センター運営協議会委員」を「生涯学習施設運営協議会委員」に改めます。

次に、15ページをお願いいたします。

利根町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正につきましては、別表の第4項、「利根町立公民館設置、管理及び職員に関する条例」を削りまして、第「5項」を「4項」とし、第6項の「利根町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例」を「利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例」に改め、「同項」を「第5項」としまして、7項から15項までを一つ繰り上げるものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（船川京子君） 暫時休憩とします。再開を11時10分といたします。

午前10時57分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第69号について、花嶋子育て支援課長

〔子育て支援課長花嶋みゆき君登壇〕

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、議案第69号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして補足してご説明申し上げます。

議案書最後のページ、12ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、提案理由にもありましたとおり、令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化実施により、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、利用者負担額を支払う保護者の範囲の限定、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更、特定地域型保育事業における保育所等の連携施設の確保義務の緩和や免除、連携施設の確保の経過措置の延長等の規定を町条例におきましても同様に改めたいので提案するものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表により、主な改正部分についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正により、子育てのための施設等利用給付が新たに規定され、この給付について子供のための教育・保育給付と同様の規定が設けられたことに伴い、用語の区別をするため、左側の現行の欄では支給認定、支給認定保護者、支給認定子供などの用語が、右側の改正案では、教育・保育給付認定、教育・保育認定保護者、教育・保育認定子供などにそれぞれ改められたため、町におきま

しても同様に改めるものです。

次に、8ページをお開き願います。

第13条第4項第3号では、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更による改正となります。

法の改正により、認定こども園、保育所等の利用者負担額であります保育料が令和元年10月から無償化されましたが、子供の給食費については無償化の対象外となるため、引き続き保護者の負担となります。これまでは保育料の3歳児クラス以上の子供の給食費については、主食の分は保護者が持参するか、費用を施設にお支払いいただき、副食の分は町にお支払いいただいている保育料から、保護者にかわり、町から施設に毎月お支払いしておりましたが、10月以降、主食は持参の場合もありますが、主食費と副食費ごとに保護者から直接施設にお支払いいただく形になりました。ただし、次のページの第13条第4項第3号アとして、次の（ア）または（イ）に掲げる3歳以上の子供のうち、その保護者及び同一の世帯の方の市町村民税所得割合算額について、それぞれ副食費の支払いが免除となる世帯について定めてございます。

次のイとしましては、次の（ア）または（イ）に掲げる3歳以上の子供のうち、小学校就学前子供で対象施設に入所等している子供または小学校3年生までの子供が同一世帯に3人以上いる場合に、それぞれ第三子以降の副食費の支払いは免除となります。

次に、24ページ、25ページをお開き願います。

第42条第2項及び第3項において、特定地域型保育事業者について代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難な場合であって、一定の要件を満たすと町長が認めるときは、小規模保育事業A型事業者等を確保することをもって代替保育の提供に係る連携施設を確保することにかえることができるとされました。

第42条第4項第5項では、特定地域型保育事業では満3歳未満のお子様までしか預かれないため、卒園後の受け入れ協力を行う連携施設を確保することが義務づけられていましたが、このたびの改正により、卒園後の受け入れを行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、入所定員が20人以上である企業主導型保育事業を実施する施設、または運営費の補助を地方公共団体から受けている小規模保育事業者などの国の基準に定める事業者を連携協力を行うものとして確保することで、連携施設の確保にかえることができることとされました。

次に、26ページをお開き願います。

第42条第8項では、保育所型事業所内保育事業を行うもののうち、満3歳以上の児童を受け入れているものについて、町長が適当と認めるものについては、卒園後の連携施設を確保しないことができることとされました。

次に、最後のページになりますが、38ページをお願いいたします。

附則第5条におきまして、特定地域型保育事業者は、連携施設に関する経過措置として

連携施設の確保が著しく困難であって、町長が認める場合において連携施設を確保しないことができる期間を5年延長し、平成27年4月の法改正から10年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができることとされました。附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定は令和元年10月1日から適用するものでございます。

議案第69号の説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第70号について、飯塚総務課長。

〔総務課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長（飯塚良一君） それでは、議案第70号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして補足してご説明いたします。

提案理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等の権利に係る措置の適正化を図る必要があることから、成年被後見人等を資格・職種等から一律に排除する規定を改めたいので提案するものでございます。なお、説明につきましては第1条から第3条までは総務課、第4条は子育て支援課からの説明となります。

それでは、総務課所管となる第1条から参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第1条の利根町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第20条第1項は、これまで地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち、第1号に規定する成年被後見人または被保佐人に該当し、失職した場合でも期末手当の支給対象とするための記載が必要でしたが、法改正により欠格条項から成年被後見人または被保佐人が削られ、対応する失職事由がなくなったため、これを削るものでございます。

第4項は法改正により成年被後見人または被補佐人であることを理由に失職することはなくなったため、失職の記載を削るものでございます。

2ページから3ページにかけてになりますが、第20条の2、第21条の勤勉手当、第24条の休職者の給与の改正につきましては、同様の理由による改正及び改正に伴う文言の改めでございます。

この条例の施行期日は、議案の附則第1項の規定によりまして、令和元年12月14日から施行するものでございます。また、附則第2項の経過措置といたしまして、この条例の施行日、つまり令和元年12月14日前に、改正前の地方公務員法第16条第1号に該当し、同法第28条第4項の規定により失職した職員の期末手当及び勤勉手当については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるとしております。

次に、第2条の利根町職員の旅費に関する条例の一部改正についてですが、新旧対照表4ページをお願いいたします。

第3条第3項でございますが、これまでの説明のとおり、法第16条第1項第1号であった「成年被後見人または被保佐人」が法改正により削られたことに伴い、「第16条各号」に改めるものでございます。

この条例の施行期日は議案の附則第1項の規定により、令和元年12月14日から施行するものでございます。

次に、第3条の利根町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正でございますが、新旧対照表5ページをお願いいたします。

第4条は欠格事項の規定ですが、「成年被後見人または被保佐人」を削るものでございます。また、同条第3号は「免職」を「懲戒免職」に改めるものでございます。

この条例の施行期日は、議案の附則第1項の規定により、公布の日から施行するものでございます。

総務課所管の条例改正の説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

〔子育て支援課長花嶋みゆき君登壇〕

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、子育て支援課所管分につきまして補足してご説明申し上げます。

第4条、利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

参考資料の新旧対照表6ページをお願いいたします。

第23条第2項において、家庭的保育者について規定されており、第2号中に児童福祉法第34条の20、第1項を引用しております。この法第34条の20、第1項第1号に「成年被後見人または被保佐人」とあり、これが削除されることに伴いまして、同項第2号以降のほうが増えるため、現行の「法第34条の20、第1項第4号」から「法第34条の20、第1項第3号」へ改正するものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第70号の説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第67号から議案第70号までの4件は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の12月11日に質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（船川京子君） 日程第7、議案第71号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第

4号)の専決処分についてから日程第13, 議案第77号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)までの7件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず, 議案第71号及び議案第72号について, 大越財政課長。

[財政課長大越達也君登壇]

○財政課長(大越達也君) それでは, 議案第71号 令和元年度利根町一般会計補正予算(第4号)の専決処分についてを補足してご説明申し上げます。

この予算でございますが, 台風15号・19号・21号に伴う大雨により被害を受けた施設等の災害復旧費でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により, 令和元年11月13日付で専決処分いたしましたので, 同条第3項の規定により議会に報告するとともに承認を求めるため提案するものでございます。

3ページをお開き願います。

第2表地方債補正でございます。

起債の目的で補正予算債, 公共事業等債災害関係関連事業は, 限度額120万円を設定するものでございます。これは台風15号により被害を受けた利根町啓発看板の災害復旧によるものでございます。

7ページをお開き願います。

歳入でございますが, 款18繰入金は今回の補正予算の財源調整による繰り入れでございます。

款21町債は冒頭第2表地方債補正でご説明しましたとおりの内容で, 120万円の増額でございます。

続きまして, 歳出でございますが, 8ページをお開きください。

款8消防費, 項1消防費, 目5防災費は33万1,000円を増額するもので, これは台風15号・19号・21号に伴う大雨による災害対応に係る職員の時間外勤務手当でございます。

款13災害復旧費, 項1災害復旧費, 目1災害復旧費は布川地内に設置してあります利根町啓発看板の復旧に係る工事費と防犯灯の修理代, 土のう用川砂の購入費でございます。

議案71号につきましては以上でございます。

続きまして, 議案第72号 令和元年度利根町一般会計補正予算(第5号)につきまして補足してご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

第2表継続費補正でございます。

これは今議会に提出されました利根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改定に伴い, 歳出予算の7賃金を削除するための財務会計システム改修業務委託でございます。年額割につきましては記載のとおりでございます。

第3表債務負担行為補正でございます。

最初の議会会議録反訳業務委託から、次のページの図書情報データサービス使用料までの22件の事業につきましては、令和2年4月から業務を実施したいため、債務負担を行うものであります。期間としましては、令和元年度から令和2年度まででございます。

次の高齢者等買い物弱者移動販売事業業務委託から、コピー機賃貸借・再リースまでの4件の事業につきましては、令和元年度から令和3年度まで、すこやか交流センター運営業務委託からコミュニティセンター運営業務委託までの3件の事業につきましては、令和元年度から令和4年度まで、次のデジタル印刷機賃貸借から印刷機賃貸借までの3件の事業につきましては、令和元年度から令和6年度までで、それぞれの限度額につきましては記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。

第4表地方債補正でございます。

これは過疎対策事業債で、利根町公民館駐車場整備工事業の事業費が確定したものであるものでございます。限度額を2,400万円減額し、3億9,350万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還方法につきましては変更はございません。

10ページをお開き願います。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。

款12分担金及び負担金、目1民生費負担金は153万9,000円を増額するものでございます。これは老人保護措置費徴収金で、1名の入所者の個人負担金でございます。

款13使用料及び手数料、目2衛生手数料は76万円を増額するものでございます。これはごみ袋・ステッカー売りさばき手数料でごみ袋・ステッカーの販売量が当初見込みより、ふえているためでございます。

款14国庫支出金、目1民生費国庫負担金は31万8,000円を減額するものでございます。

内訳としまして、節1社会福祉費負担金で349万7,000円の増で、障害児施設措置費給付費が当初見込みより伸びているためでございます。負担率は国が4分の2、県と町がそれぞれ4分の1でございます。

節2児童福祉費負担金で381万5,000円の減で、子供のための教育・保育給付費交付金が保育所委託料支給事業で100万円の増、施設型給付費支給事業で500万円の減で、負担率は国が4分の2、県と町が4分の1でございます。

次に、子育てのための施設等利用給付交付金で18万5,000円の増で、幼児教育・保育の無償化による新規事業で認可外保育施設給付費、預かり保育事業給付費の一部を負担するためによる増で、負担率は国が4分の2、県と町が4分の1でございます。

次に、項2国庫補助金、目6農林水産業費国庫補助金は735万4,000円を増額するものでございます。これは強い農業担い手づくり総合支援交付金で、台風15号で被災した農業用施設等に対する交付金で、事業費の3割相当を補助するもので補助率は10分の10でございます。



ます。

款15県支出金，目1民生費負担金は25万2,000円を減額するものでございます。これは節1社会福祉費負担金で174万8,000円の増で，国庫負担金と同様でございます。

節4児童福祉費負担金で200万円の減で，こちらも国庫負担金と同様でございます。

子育てのための施設等利用給付交付金につきましては，県と町で4分の1の負担率ですが，令和元年度に限りまして，臨時交付金としての交付でございます。

項2県補助金，目2民生費県補助金は123万7,000円を増額するものでございます。これは節2老人福祉費補助金の高齢者等生活環境づくり支援事業費補助金で，買い物が困難な状況に置かれた高齢者及び障害者向けの移動販売を実施するための補助金で，補助率は2分の1でございます。

目3衛生費補助金は3万2,000円を増額するものでございます。これは節1保健衛生費補助金の予防接種事故対策費補助金で，予防接種法の一部改正により障害年金と医療手当の給付額が引き上げられたことに伴うものでございます。

目4農林水産業費県補助金は123万7,000円を増額するものでございます。内訳としまして，節2農業振興費補助金の人・農地問題解決推進事業費補助金で2万円の増で，補助率の引き上げによるものでございます。

11ページをごらんください。

次に，節7強い農業担い手づくり総合支援交付金で，台風15号で被災した農業用施設等に対する交付金で121万7,000円の増で，事業費の0.5割を補助するもので補助率は10分の10でございます。

款16財産収入，目1不動産売払収入は214万9,000円を増額するもので防災ステーション整備に伴う代替用地の売買契約が締結したものでございます。

目3株式会社茨城県南流通センター残余財産収入は14万3,000円を増額するもので，株式会社茨城県南流通センター株式総会において決算結了の承認に伴い，解散の分配金が生じたためでございます。

款17寄附金，目2総務費寄附金は200万円を増額するものでございます。これはふるさと納税の「がんばる利根町応援寄附金」でございまして，当初予算で計上しました300万円を超える寄附金が寄せられたために増額するものでございます。

款18繰入金，目1財政調整基金繰入金は3,052万8,000円を増額するもので，今回の補正予算の財源調整でございます。

款20諸収入，目3雑入は183万8,000円を増額するもので，これは節2医療福祉費雑入で過年度医療福祉費県補助金で183万7,000円の増額で，平成30年度実績確定によるものと，節5雑入で1,000円の増で，図書館臨時雇人雇用保険料個人負担金立てかえ分でございます。

款21町債，目3過疎対策事業債は240万円を減額するもので，これは利根町公民館駐車場整備工事で事業費の確定によるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、12ページをお開き願います。

説明におきまして、節2給料、節3職員手当等、節4共済費の職員給与費につきましては、育児休業、休職者及び教育長の異動によるものと各種手当認定及び取り消しに伴う増減でございますので、それ以外の主なものにつきましてご説明申し上げます。

款2総務費、目1一般管理費は44万7,000円を減額するものでございます。これは職員給与を除いて、防犯対策事業はLED防犯灯と防犯カメラの修繕費で49万1,000円を増額するものでございます。

目2秘書広聴費は、節19負補交の利根町行政事務補助交付金を節1報酬の区長・班長報酬に組みかえるものでございます。

13ページをごらんください。

目3財政管理費は419万1,000円を増額するものでございます。これは今議会に提出されました利根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に伴い、歳出予算の7賃金を削除するための財務会計システム改修業務委託に312万8,000円、「がんばる利根町応援寄附」返礼品に80万円、手数料に26万3,000円を増額するものでございます。

目7まちづくり推進事業費は130万円を増額するものでございます。これは新築マイホーム取得助成金で、当初見込みより申請件数が多かったためでございます。

項2徴税費は105万6,000円を減額するものでございます。これは不動産鑑定委託で入札により生じた契約差金を減額するものでございます。

款3民生費、目1社会福祉総務費は1,055万2,000円を増額するものでございます。内訳としまして、まず社会福祉関係総務費の難病療養者見舞金で難病の範囲の拡大と対象者の増により8万4,000円の増額でございます。

14ページをお開きください。

次に、障害福祉サービス事業の障害児施設措置費給付金で699万5,000円の増額で利用者の増によるものと過年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金で346万5,000円の増額で平成30年度実績確定によるものでございます。

次に、特別児童扶養手当進達事業で8,000円の増額で、過年度特別児童扶養手当事務取扱交付金返還金で、こちらも事業実績の確定によるものでございます。

目2老人福祉費は347万3,000円を増額するものでございます。これは老人ホーム入所措置費で99万7,000円の増額で、1名の入所者の措置費でございます。

次に、高齢者等買い物弱者移動販売事業で247万6,000円の増で、歳入でもご説明いたしました買い物が困難な状況に置かれた高齢者及び障害者等向けの移動販売を実施するためのものでございます。

目5医療総務費は20万9,000円を減額するものでございます。これは職員給与を除いて、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金で、国保システム改修委託に伴い15万5,000円を増額するものでございます。

15ページをごらんください。

目 8 介護保険費は49万7,000円を増額するものでございます。これは介護保険特別会計繰出金で、介護給付及び介護予防給付費の増に伴い、町負担分を増額するものでございます。

目11後期高齢者医療費は1,877万5,000円を増額でございます。これは職員給与費を除き、後期高齢者医療特別会計繰出金で1,867万4,000円の増で、県の広域連合への平成30年度後期高齢者医療給付費負担金の精算納付分と平成30年度共通経費負担金の確定に伴う事務費分の増額でございます。

項 2 児童措置費は762万9,000円の減額でございます。内訳としまして、文間保育園委託で入所児童の増により200万円の増額、二葉幼稚園給付費で、特に低年齢児の入所児童の減により1,000万円の減額、施設等利用給付事業で幼児教育・保育の無償化による新規事業により37万1,000円を増額するものでございます。

16ページをお開き願います。

款 4 衛生費、目 1 保健衛生総務費は45万1,000円の減額でございます。職員給与費を除き、過年度母子保健衛生費国庫負担金返還金で61万4,000円の増額で、平成30年度実績確定によるものでございます。

目 2 予防費は4万4,000円を増額でございます。これは予防接種事故障害年金と予防接種事故障害医療手当につきましては、予防接種法改正による引き上げてございます。

17ページをごらんください。

款 4 衛生費、目 1 清掃総務費で15万2,000円を増額するものでございます。これは指定ごみ袋販売量の増に伴う指定ごみ袋販売委託の増額でございます。

目 2 塵芥処理費で、こちらは財源の組みかえでございます。

目 4 し尿処理費で6万1,000円を増額するものでございます。これは処理手数料単価の改正により増額するものです。

款 5 農林水産業費、目 3 農業振興費で978万8,000円を増額するものでございます。これは歳入でもご説明いたしました強い農業担い手づくり総合支援交付金で、台風15号で被災した農業用施設等に対する交付金でございます。

18ページをお開き願います。

款 9 教育費、項 2 小学校費、目 2 教育振興費は805万2,000円を増額でございます。これは小学校学習指導要領改正に伴い、教師用指導書の購入でございます。

19ページをごらんください。

項 4 社会教育費、目 2 公民館費は229万円を減額するものでございます。内訳としまして、利根町公民館駐車場整備工事の入札により生じた契約差金で237万6,000円の減額と地方自治法施設となり、記念コンサートを開催するための消耗品と鑑賞券、チラシ印刷・製本費で8万6,000円を増額するものでございます。

目 8 図書館費は51万4,000円を増額するものでございまして、これは休職中の職員にかわ

り臨時職員を雇用するためのものがございます。

目9コミュニティセンター費は26万6,000円を増額するものございまして、これは布川地区コミュニティセンターの空調機を修繕するためのものがございます。

20ページをお開き願います。

項5保健体育費、目1保健体育総務費は38万7,000円を減額するものがございます。これは悪天候で中止となった町民運動会の経費を減額するものがございます。

款11諸支出金、目4がんばる利根町応援基金費は200万円を増額するものです。これは、「がんばる利根町応援寄附金」の積み立てでございまして、当初予算で300万円を計上しておりましたが、11月末で既に400万円を超える寄附額がございましたので増額するものがございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第73号について、直江保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 議案第73号 令和元年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして補足してご説明申し上げます。

初めに、事業勘定から申し上げます。

6ページをお開き願います。

歳入でございますが、款3県支出金、項1県負担金補助金、目1保険給付費等交付金で135万2,000円の増額でございます。これは特定健康診査等負担金過年度精算金による増額でございます。

次に、款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で15万5,000円の増額でございます。これは国民健康保険オンライン資格確認に伴うシステム改修費による増額でございます。

7ページをお開き願います。

歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で15万5,000円の増額でございます。これは先ほど歳入で説明した国民健康保険オンライン資格確認に伴うシステム改修による増額でございます。

次に、款7項1基金積立金、目1財政調整基金費で135万2,000円の増額でございます。これは特定健康診査等負担金過年度精算を財政調整基金へ積み立てるものがございます。

事業勘定は以上でございます。

続きまして、施設勘定についてご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正でございます。

まず、1件目は国保診療所医療事務業務委託でございます。これは国保診療所の窓口業務は診療報酬請求事務等の医療事務を専門の業者に委託するもので、令和2年4月1日か

ら委託したいので設定するものです。期間は令和元年度から令和2年度までで、限度額は823万7,000円でございます。

2件目は国保診療所清掃業務委託でございます。これは診察室、検査室、待合室、トイレなどの日常清掃と定期清掃を業者に委託するもので、令和2年4月1日から委託したいので設定するものです。期間は令和元年度から令和2年度までで、限度額は177万5,000円でございます。

次、3件目は国保診療所のコピー機賃借料です。これは現在リースしているコピー機ですけれども、平成27年度から使用しており、5年間のリース期間が終了に伴い、コピー機1台を更新するもので、令和2年4月1日からリースしたいので設定するものです。期間は令和元年度から令和6年度までで、限度額は94万1,000円です。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 次に、議案第74号について、飯田都市整備課長。

〔都市整備課長飯田喜紀君登壇〕

○都市整備課長（飯田喜紀君） それでは、議案第74号 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足してご説明申し上げます。

3ページをごらんください。

第2表地方債補正でございます。

公共下水道事業において900万円を1,340万円に起債限度額を増額し、過疎対策事業債公共下水道事業において900万円を460万円に起債限度額を減額するものでございます。これは過疎対策事業債が要望どおり借り入れができなかったため、借り入れができなかった440万円を公共下水道債から借り入れするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款7町債、目1下水道債で440万円の増額、目2過疎対策事業債で440万円の減額でございます。先ほど説明しましたとおり起債の組みかえでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第75号について、大津環境対策課長。

〔環境対策課長大津善男君登壇〕

○環境対策課長（大津善男君） それでは、議案第75号 令和元年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足してご説明申し上げます。

補正予算書の2ページ目をお開き願います。

第1表債務負担行為でございます。

これは町営霊園環境整備業務委託でありまして、町営霊園内の共用部分の清掃、除草、樹木の剪定、害虫駆除等の業務を令和2年4月より実施したいためのものでございます。期間としては令和元年度から令和2年度までで、限度額は499万4,000円でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（船川京子君） 次に、議案第76号について、大塚福祉課長。

〔福祉課長大塚達治君登壇〕

○福祉課長（大塚達治君） それでは、議案第76号 令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして補足してご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、新たな介護保険事業計画の策定に伴う債務負担行為の設定と保険給付等の伸びに伴う保険給付費及び地域支援事業費の増額が主な補正の内容となっております。

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。

高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定業務委託でございまして、現在の第7期計画が来年度、令和2年度で計画期間が終了し、令和3年度から令和5年度までの計画を策定する必要があるため債務負担行為を行うものでございます。期間としましては令和元年度から令和2年度までで、限度額は418万4,000円でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

歳入につきましてご説明いたします。

保険給付費及び地域支援事業費への充当財源となりますが、まず款3国庫支出金、項1国庫負担金では、介護給付費負担金としまして79万6,000円を増額するものでございます。負担率は保険給付費の20%相当額となります。

次に、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金は107万5,000円を増額するもので負担率は給付費の27%相当額となります。

次に、款5県支出金、項1県負担金は、介護給付費負担金として49万7,000円を増額するものでございまして、負担率は12.5%相当額となります。

続きまして、款6繰入金、項1一般会計繰入金で49万7,000円を増額するもので、こちら町の負担率は12.5%となっております。

同じく、次の項2基金繰入金では165万6,000円を増額するものでございます。こちらの内訳でございますが、保険給付費充当分が111万7,000円、一般介護予防事業への充当分が53万9,000円で、いずれも準備基金から繰り入れするものでございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護福祉用具購入費で52万円を増額するものでございます。こちらは要介護認定者の福祉用具の購入申請が多くなりまして、当初の額を上回る見込みであることから増額するものでございます。

次に、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費で283万9,000円を増

額するものでございます。こちらは要支援の受給者数の増によりまして、サービス利用が増加し、当初見込額を上回るため給付額を増額するものでございます。

続きまして、目5介護予防住宅改修費で34万4,000円を増額するものでございます。こちらは最近、要支援認定者の住宅改修の申請が多くございまして、当初の額を上回る見込みであることから、こちらを増額するものでございます。

次に、目6介護予防サービス計画給付費で27万9,000円を増額するものでございます。こちらは要支援サービス受給者数の増によりケアプランの作成件数も増加していることから増額するものでございます。

最後のページ、9ページをお願いします。

款3地域支援事業費、項1一般介護予防事業費で53万9,000円を増額するものでございます。こちらの備品購入費につきましては、保健福祉センターが実施する高齢者の運動機能向上事業の拡充のために、大腿四頭筋を強化するための運動機器を購入するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第77号について、直江保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、議案第77号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして補足してご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1後期高齢者医療繰入金で1,851万9,000円の増額でございます。これは平成30年度後期高齢者医療給付費負担金の確定に伴い追加納付金を繰り入れするものでございます。

次に、目2事務費繰入金で15万5,000円の増額でございます。これは今年度後期高齢者医療共通経費負担金の確定に伴い不足分を繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございます。

款1項1総務費、目1一般管理費で15万5,000円の増額でございます。これは今年度後期高齢者医療共通経費負担金の確定に伴い不足分を増額するものでございます。

次に、款2項1目1の後期高齢者医療広域連合納付金で1,851万9,000円の増額です。これは平成30年度後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の確定に伴い追加納付分を増額するものでございます。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第71号から議案第77号までの7件は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、

本定例会最終日の12月11日に質疑，討論，採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

---

○議長（船川京子君） 日程第14，議案第78号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題とし補足説明を求めます。

青木学校教育課長。

〔学校教育課長青木正道君登壇〕

○学校教育課長（青木正道君） それでは，議案第78号 利根町教育委員会委員の任命について補足してご説明を求めます。

この議案につきましては，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして，議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

利根町教育委員会委員に下記の者を任命したいので同意を求めます。

1，住所，茨城県北相馬郡利根町布川1582番地。

2，氏名，佐藤忠信。

3，生年月日，昭和41年3月23日。

その他経歴等につきましては，お手元にお配りしております参考資料をご参照していただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第78号は，議案調査のため，本日は説明のみにとどめ，本定例会最終日の12月11日に質疑，討論，採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

---

○議長（船川京子君） 日程第15，議案第79号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし補足説明を求めます。

飯塚総務課長。

〔総務課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長（飯塚良一君） それでは，議案第79号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして補足してご説明申し上げます。

今回同意を求めました鈴木智恵子氏は現在当職にございますが，令和元年12月31日付で任期満了となることから，引き続き，委員に選任したいので提案理由にもありますように



地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得るため提案し同意を求めるものでございます。

議案書の1，住所，利根町大字惣新田1762番地。

2，氏名，鈴木智恵子。

3，生年月日，昭和32年12月6日。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第79号は，議案調査のため，本日は説明のみにとどめ，本定例会最終日の12月11日に質疑，討論，採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

---

○議長（船川京子君） 日程第16，議案第80号 字の区域の変更についてを議題とし補足説明を求めます。

大越財政課長。

〔財政課長大越達也君登壇〕

○財政課長（大越達也君） それでは，議案第80号 字の区域の変更につきまして補足してご説明申し上げます。

まず，事前に配付いたしました位置図につきまして，押戸字立羽の部分が抜けておりましたので，今回配付しました図面のほうに差しかえていただきますよう，よろしく願いいたします。

この字界変更につきましては，経営体育成基盤整備事業利根北部地区土地改良事業が施工された結果，従来の区画に沿った字界を事業により整備された新たな区画に基づいて，変更するため，地方自治法第7条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお，字界変更の効力は，土地改良法の規定による換地処分の公告があった日の翌日からとなり，令和2年12月1日が換地処分予定日となっております。内容につきましては，別紙変更調書に記載のとおりでございます。

また，別添参考資料に変更後の字の区域を色分けして表示してございます。A3のものを2枚ございまして，1枚目のほうが奥山，押戸，大房地区内になります。

2枚目のほうが立木字申渡になります。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第80号は，議案調査のため，本日は説明のみにとどめ，本定例会最終日の12月11日

に質疑，討論，採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（船川京子君） 日程第17，諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし補足説明を求めます。

桜井住民課長。

〔住民課長桜井保夫君登壇〕

○住民課長（桜井保夫君） それでは，諮問第1号 人権擁護委員の推薦につきまして，補足してご説明申し上げます。

今回意見を求めました古田吉光氏は現在同職にございますが，令和2年3月31日付で任期満了となることから，引き続き，委員に推薦したいので提案理由にもありますように，人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を聞くため提案するものでございます。

1，住所，利根町大字羽根野900番地31。

2，氏名，古田吉光。

3，生年月日，昭和26年9月10日。

なお，略歴につきましては，参考資料を参照していただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

諮問第1号は，調査のため，本日は説明のみにとどめ，本定例会最終日の12月11日に，質疑，討論，採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（船川京子君） 日程第18，利根町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙は，地方自治法第182条の第1項及び第2項の規定により行うもので，選挙管理委員会委員長から現在の委員4名と補充員4名が本年12月31日で任期満了となる旨，通知がありましたので選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法は，地方自治法第118条第2項の規定により，議長の指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

まず、選挙管理委員会委員の指名を行います。

利根町横須賀755番地，篠崎 達氏，利根町四季の丘2丁目8番地2，渡邊 譲氏，利根町押戸1290番地1，川村典男氏，利根町羽中570番地2，羽入 榮氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した4名の方を利根町選挙管理委員会委員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、利根町選挙管理委員会補充員を補充順序のとおり指名いたします。

利根町四季の丘2丁目12番地5，外丸節男氏，利根町立崎125番地，坂田重雄氏，利根町羽根野800番地220，山岡詔二氏，利根町大房125番地，坂本博司氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した4名の方を利根町選挙管理委員会補充員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

会議規則第33条第2項の規定により、告知については、当選人がここにはないことから、別途文書により告知いたします。

---

○議長（船川京子君） 日程第19，休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

あす、12月4日は議案調査のため、休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（船川京子君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回、12月5日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後零時19分散会